

第 10 期大津町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定業務仕様書

大津町健康福祉部 介護保険課

1. 業務名

第 10 期大津町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画策定業務

2. 委託期間

契約締結日の翌日から令和 9 年 3 月 2 6 日（金）まで

3. 目的

基礎調査の結果及び国や県の動向、大津町高齢者の状況等を的確に把握し、大津町が取り組むべき課題や高齢者福祉施策の方向性、サービス目標量等を定める、第 10 期大津町高齢者福祉計画及び介護保険事業計画（以下「第 10 期計画」という。）を策定することを目的とする。なお、第 10 期計画には、国の認知症施策推進基本計画を勘案した認知症施策推進計画を一体的に策定するものとする。

4. 一体的に策定する計画（事項）

- ・老人福祉計画（老人福祉法第二十条の八に基づく計画）
- ・介護保険事業計画（介護保険法第百七条に基づく計画）
- ・認知症施策推進計画（共生社会の実現を推進するための認知症基本法第十三条に基づく計画）

5. 業務計画書の提出

- (1) 受託者は、契約締結後 10 日以内に業務計画書を作成のうえ発注者に提出し、承認を受けること。
- (2) 業務計画書には、検討業務内容、業務遂行方針、業務詳細工程、打合せ計画について記載すること。

6. 業務内容

- (1) 基礎的な地域データ及び資料の整理分析

高齢者福祉・介護保険をめぐる施策動向、認知症施策の動向及び国・県の指針並びに大津町の概要、社会経済的特性、地域福祉資源の整備状況、高齢者の現況動向（認

知症高齢者数の状況を含む)、サービスの利用状況等について、大津町事務局が提供するデータや資料をもとに整理分析を行う。

(2) 各種調査の集計分析・追加分析

- ・介護予防・日常生活圏域ニーズ調査(調査報告書有)
- ・在宅介護実態調査(調査報告書有)
- ・その他必要な調査

なお、計画策定にあたり、町が実施する関係者等への意見聴取や追加調査について、必要に応じて支援を行うこと。

(3) 給付実績集計・分析の実施

国保連給付実績データ等(地域包括ケア「見える化」システムによるデータ等)に基づき、要支援・要介護認定者の推移、サービスの利用状況、給付実績に関する給付状況の分析を行う。また、第9期大津町高齢者保健福祉計画策定時の設定経緯を踏まえ、第10期計画の前提となる圏域の将来人口及び高齢者人口を設定し、国から提示されるワークシートにより介護認定者数、介護保険サービス利用者数を推計するとともに、介護保険サービス見込量、介護保険給付費、第10期介護保険料の設定支援を行う。

① 人口及び被保険者数、介護認定者数の推計支援

令和8年度からの年齢別・男女別人口、介護認定者数及び介護予防の実施を踏まえた介護認定者数の推計

② 各年度における種別ごとの介護サービスの見込み量の算定支援

ア) 介護給付サービスの見込み

イ) 介護予防サービスの見込み

ウ) 認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護及び地域密着型老人福祉施設入所者生活介護に係る必要利用定員数

エ) 地域支援事業(重層的支援体制整備事業として一体的に実施する「地域包括支援センターの運営」、「地域介護予防活動支援事業」、「生活支援体制整備事業」に要する費用を含む)に要する費用の額、量の見込み

③ ①及び②を踏まえた介護保険料の算定支援

介護保険料の算出にあたっては、中長期的な介護給付費の推計を踏まえ、基金の適切な積立及び活用を含め、複数の案により検討を行うこと。

(4) 施策・事業の実施状況の評価及び課題のとりまとめ

「地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部を改正する法律」に基

づき、引き続き地域包括ケアの充実及び拡充が必要となるため、第9期計画の分析結果及び計画内容を十分活用し、計画策定を行うこととする。

そのため現行計画に位置付けられた施策・事業全般の実施状況について、調査シートのご設計及び結果のとりまとめを行い、評価を行う。

- ① 介護予防・日常生活圏域ニーズ調査及び在宅介護実態調査に基づく地域課題の把握と整理
- ② 町域の現況把握と整理、これまでの高齢者福祉施策（介護保険サービス、地域支援事業等）及び認知症施策の検証と課題のとりまとめ（認知症の予防、早期発見・対応、地域支援体制等の観点を含む）
- ③ 地域包括ケアの推進に向けた取り組み事項の検討、情報収集（他市町村の情報提供含む）

（5）計画骨子案・素案の作成

これまでの調査結果を踏まえて第10期計画及び大津町の認知症施策等の基本課題や施策方向を整理し、今後の重点課題と施策の目標・体系をとりまとめた計画骨子案、計画素案を作成し、内容の協議を行う。

- ① 調査・分析結果に基づく計画骨子案の作成
- ② 計画素案の作成、とりまとめ
- ③ 現行計画及び第7次大津町振興総合計画並びに各福祉関連計画の整合調整
- ④ 計画内容の確定

（6）パブリックコメントの実施支援

計画素案についてのパブリックコメントを委託者が実施するにあたり、実施方法やとりまとめに関する支援を行う。

（7）計画策定委員会の運営支援

計画内容を審議するために設置される計画策定委員会（予定4回）の運営について、会議資料（原データ）を作成するとともにオブザーバーとして出席し、協議事項に関するアドバイス及び議事録（全文及び要旨）の作成等の支援を行うとともに、事務局打ち合わせ（概ね6回）へ出席し、本業務の進捗状況の報告もしくはその他必要な打ち合わせを行うものとする。

（8）介護保険・高齢者福祉施策に関する情報提供支援

介護保険・高齢者福祉施策に関する動向は日々変化しており、本計画は国の方針を

鑑みながら策定することが必要である。厚生労働省や内閣官房において指針の公表や会議の開催が行われた際には、公表内容の要約版を作成して委託者に提供するとともに、調査手法や分析方法を検討する。

(9) 打合せ協議等

本業務を適正かつ円滑に実施するため、受託者は委託者と常に密接な連絡を取り、業務の方針及び条件等の疑義を正すこととし、その内容についてはその都度受託者が書面（打合せ記録簿等）に記録し、相互に確認することとする。

(10) 計画書及び概要版の作成

周知・啓発するために、町民に分かりやすいデザイン・編集に配慮した計画書及び概要版を作成すること。

計画書等の納入期限は、令和9年3月26日（金）（委託期間の末日）までとする。

7. 納入成果品

(1) 「第10期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画」

(A4版 150頁程度 フルカラー) 200部

(2) 「第10期高齢者福祉計画及び介護保険事業計画概要版」

(A4版 10頁程度 フルカラー) 1000部

(3) 議事録

(4) 電子データ一式（エクセル・ワード・PDF）

8. 納入先

大津町役場 健康福祉部 介護保険課

9. 注意事項

(1) 業務履行にあたっては、本町と綿密な協議及び連絡を取り、必要に応じて随時打合せを行い、助言や提案、支援を積極的に行うこと。

(2) 会議等の参加には研究員などがあたり、要請に応じて的確な助言を行うこと。

(3) 業務のために収集し、あるいは町から提供された情報については、個人情報の保護を厳守し漏洩を防ぐとともに、業務終了後に廃棄等を行うこと。

(4) 計画策定に伴い作成された情報の所有権は、本町に帰属する。

(5) 本仕様書に定めのない事項、疑義が生じた場合、または本業務履行上必要な基本事項の変更の必要が認められた場合、大津町と受託者間で協議の上定めるものとする。

る。